

# 今月の税務トピックス

## (株式対価M&Aを促進するための措置の創設)

税理士 宮森俊樹

(税理士法人右山事務所 所長)



### はじめに

企業間の国際競争が激化する中、産業構造の変革を更に推進するため、企業価値向上のための事業再編が重要な課題となっています。

会社法では、企業の機動的な事業再構築を促し、競争力の維持・強化を図る観点から、完全子会社とすることを予定していない場合であっても、株式会社が他の株式会社を子会社とするため、自社の株式を他の株式会社の株主に交付することができる株式交付制度が令和3年3月1日から施行されました(会社法2三十二の二)。

これを受けて令和3年度税制改正では、自社株式を対価として、対象会社株主から対象会社株式を取得するM&Aについて、対象会社株主の譲渡損益に対する課税の繰延措置が恒久措置として創設されました。

そこで、本稿では創設された株式交付制度の概要と実務上の留意点について解説します。

### I 制度の概要

法人が、会社法の株式交付により、その有する株式(以下「所有株式」といいます。)を発行した他の法人を株式交付子会社とする株式交付によりその所有株式を譲渡し、その株式交付に係る株式交付親会社の株式の交付を受けた場合(その株式交付により交付を受けた株式交付親会社の株式の価額が交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうちに占める割合が80%に満たない場合を除きます。)には、その譲渡した所有株式(交付を受けた株式交付親会社の株式に対応する部分に限ります。)の譲渡損益を計上を繰り延べることとされます(措法66の2の2①、措規22の9の3、法規27の3六、十、十五)。

ただし、外国法人における本措置の適用については、その外国法人の恒久的施設において管理する株式に対応して株式交付親会社の株式の交付を受けた部分に限られます(措法66の2の2②、措令39の10の3、法規61の5)。

なお、所得税についても同様とされます(措法37の13の3①②、措令25の12の3)。

### II 手続規定

上記Iの適用を受ける場合には、株式交付

親会社の確定申告書に株式交付計画書及び株式交付に係る明細書を添付するとともに、その明細書に株式交付により交付した資産の数又は価額の算定の根拠を明らかにする事項を記載した書類を添付することとされます(措規35)。

また、株式交換及び株式移転についても同様とされます(措規37の12、37の17)。

### III 適用関係

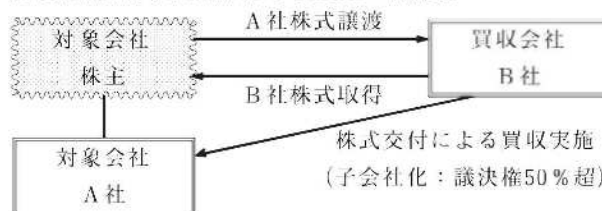
上記Iの改正は、法人又は個人の令和3年4月1日以後に行われた株式交付から適用されます(令和3年改正法附則36⑤、53、令和3年改正措規附則2)。

### おわりに

株式交付制度は、議決権の50%超保有による子会社を求めるもので、議決権の100%保有(いわゆる完全子会社化)を求める株式交換等と異なります。株式交付制度を活用する場合には、①株式交付子会社の商号・住所、②譲り受ける株式交付子会社の株式の数の下限、③株式交付子会社の株式の譲渡人に対してその株式の対価として交付する株式の数又はその数の算定方法並びに増加する資本金等の額、④株式交付子会社の株式の譲渡人に対する株式の割当てに関する事項、⑤効力発生日等が記載された株式交付計画の作成等が必要とされます(会社法774の2)。

また、自社株式にあわせて金銭等を交付するいわゆる混合対価については、金銭等が20%以下の範囲内で認められます。

図表:自社株式等を対価とするM&Aの円滑化



#### 【改正前】

A社株式を譲渡した時点で課税

#### 【改正後】

B社株式を譲渡した時までA社株式の株式譲渡益課税の繰り延べ

※「今月の税務トピックス」の無断転載・複製を固く禁じます。